

心のバリアフリー等のソフト施策

心のバリアフリーの推進

まちづくりと福祉や教育等の部署が連携し、区民等への啓発をさらに進めています。また、障害者差別解消法の施行にあたり、障害者への不当な差別的取扱いが禁止され、合理的配慮が義務化されることを踏まえ、適切な対応を進めるための検討や、関係する事業者、区民等への情報提供を進めていきます。



文京総合福祉センター祭りでの
心のバリアフリーに関する意見抽出

区の特性に応じたソフト施策等の推進

① 観光・情報のバリアフリー、公共サイン整備

⇒ 東京2020大会も見据え、外国人をはじめとした来訪者でも安心して移動できるまちづくり。

② 坂道のバリアフリー

⇒ 坂道におけるバリアフリー整備のあり方や標識のデザインなどの検討。

③ 歩行空間の安全な利用

⇒ 看板などによる歩道上の不法占用や放置自転車、自転車利用者へのマナー啓発、自転車走行空間の整備とあわせた車道通行を促すための安全対策。

④ バリアフリーに関する情報発信

⇒ 施設等のバリアフリー情報の充実、区民参加の取組、工夫した点などについて広報やホームページ等を活用して周知。

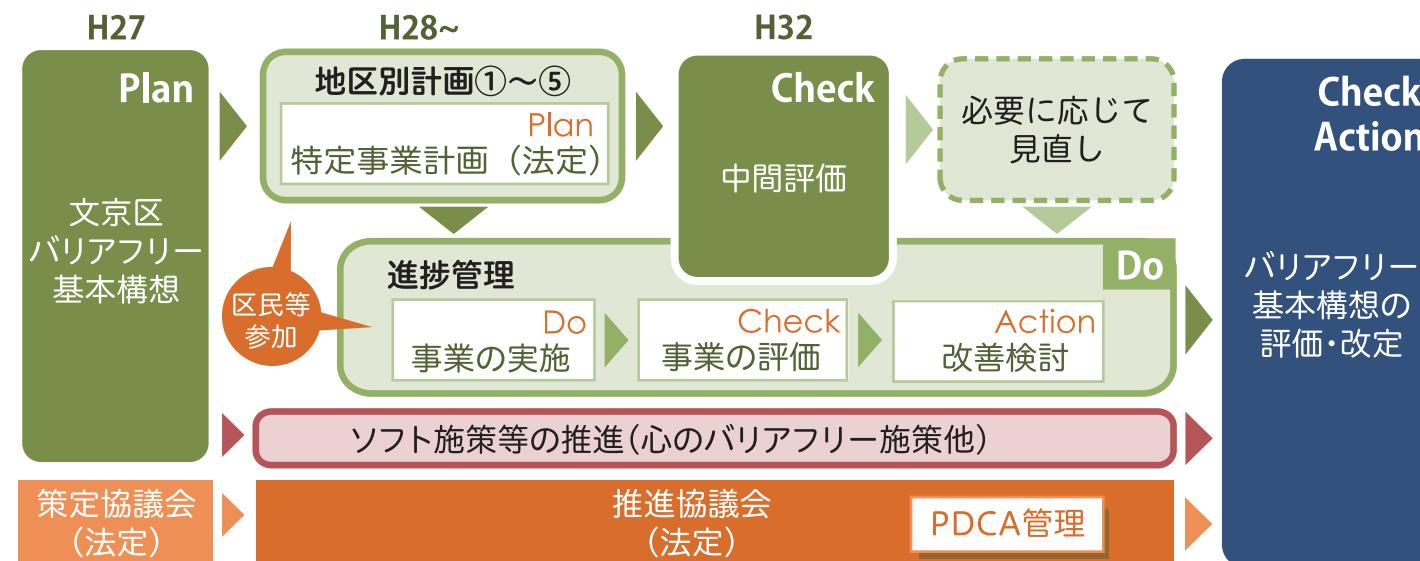
バリアフリー基本構想の策定に向けて

地区別計画の策定（平成28・29年度を予定）

区民参加により具体的な課題抽出を行うとともに、関係事業者との調整を図り、各地区で地区別計画に関する基本方針に則った具体的な事業計画をとりまとめます。

バリアフリー基本構想の進行管理

「文京区バリアフリー基本構想推進協議会」を設置しバリアフリー基本構想に基づく地区別計画の策定、事業の実施、評価、改善のPDCAサイクルに基づき、バリアフリー基本構想の段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を推進します。



文京区バリアフリー基本構想
概要版

文京区都市計画部 都市計画課 都市計画担当
〒112-8555 文京区春日1-16-21
TEL 03-5803-1239 FAX 03-5803-1358
WEB <http://www.city.bunkyo.lg.jp/bosai/machizukuri/barrierfree.html>

文京区バリアフリー 基本構想 【概要版】



平成28年3月 文京区

バリアフリー 基本構想とは

バリアフリー基本構想とは、バリアフリー法（正式名称：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 平成18年施行）第25条に基づき、区市町村が定めるものです。

バリアフリー基本構想制度は、高齢者、障害者等が利用する施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区において、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進することをねらいとしており、これによりだれもが暮らしやすいまちづくりを進めることにつながります。

「高齢者、障害者等」は、法律の解説においては「高齢者、障害者、妊娠婦、けが人等」とされていますが、ベビーカー利用者等、子育てをしている人も移動や施設の利用に制約があることから、文京区バリアフリー基本構想では対象者に含めて検討を行いました。

高齢者、
障害者等
とは

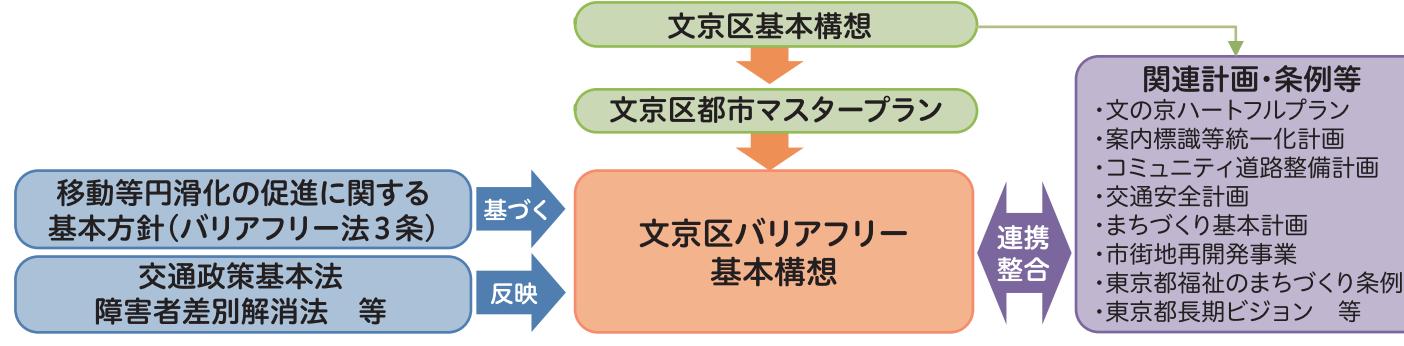
策定の背景と目的

本区では、法や条例に基づき、行政や事業者がそれぞれの道路や施設のバリアフリー整備を進めていますが、事業主体が異なる施設間でのバリアフリーの一体性・連続性が図られていない側面が課題となっています。また、交通政策基本法、障害者差別解消法等の施行や、「東京2020大会」の開催を契機として、より充実したバリアフリー推進の必要性が高まっています。

これらの状況を踏まえ、行政・区民・事業者等が一体となってバリアフリー基本構想を策定しました。これにより、各事業者が共通の方針に基づき主体的に事業を推進し、重点的かつ一体的なバリアフリーを実現していきます。

文京区バリアフリー基本構想の基本的な考え方

文京区バリアフリー基本構想の位置づけ

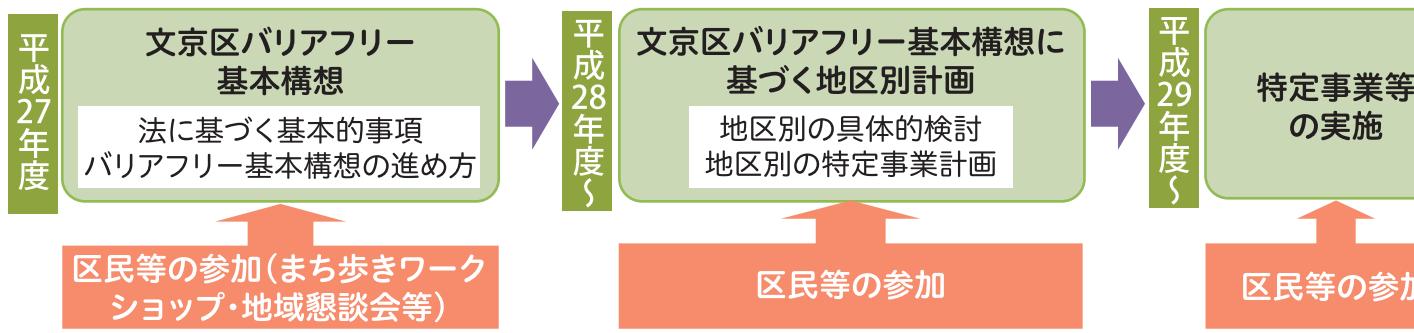


バリアフリーの目標・目標年次

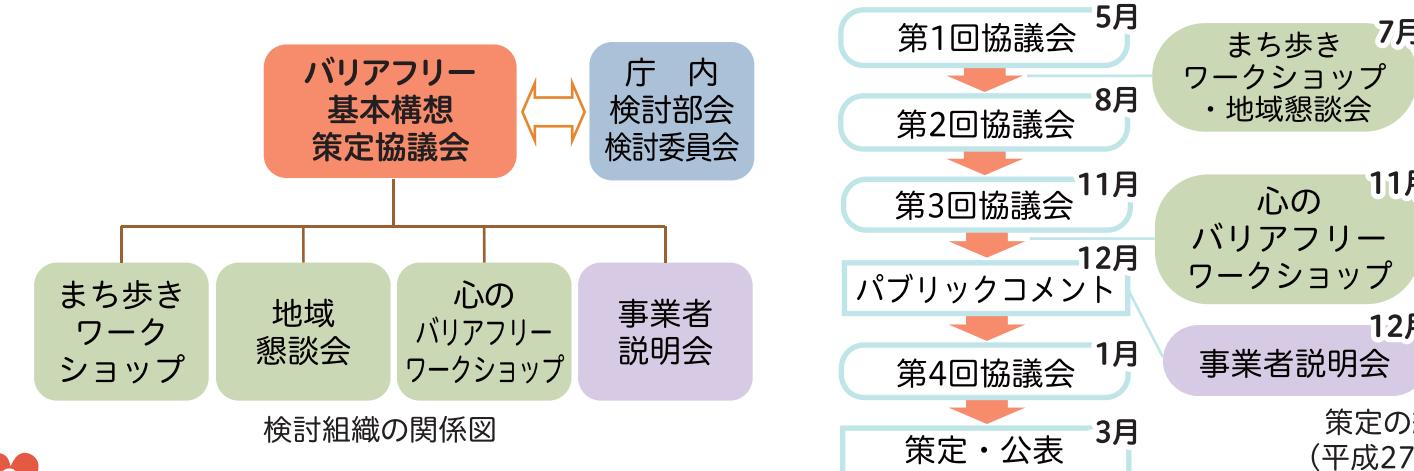
点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう

目標年次 平成37年度

バリアフリー基本構想の進め方



検討組織及び策定の経過



地区別計画に関する基本方針

次年度以降の地区別計画策定では、以下の方針に従って、事業の位置づけ(特定事業計画等)に向けた検討を進めます。

都心地域

- ① 東京2020大会の競技会場等として使用されることを想定し、周辺のバリアフリー化
- ② 駅周辺における利便性・安全性の高いバリアフリー化
- ③ 安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化
- ④ 自転車利用のルールの徹底など心のバリアフリー



下町隣接地域

- ① 地区の骨格となる幹線道路網のバリアフリー化
- ② 利用者の多い施設周辺の一体的かつ連続的なバリアフリー化
- ③ 生活道路における歩行空間のバリアフリー化
- ④ 生活者と来訪者相互の心のバリアフリー
- ⑤ 自転車利用のルールの徹底など心のバリアフリー



山の手地域東部

- ① 幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化
- ② 主要施設周辺の一体的かつ連続的なバリアフリー化
- ③ だれもがアクセス可能で楽しめる名勝地等のバリアフリー化
- ④ 自転車利用のルールの徹底など心のバリアフリー



山の手地域中央

- ① 茅荷谷駅・護国寺駅周辺の安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化
- ② 施設・道路が連携した主要施設周辺のバリアフリー化
- ③ だれもが歩いて楽しめる坂のまちとしてのバリアフリー対応
- ④ 自転車利用のルールの徹底など心のバリアフリー



山の手地域西部

- ① 江戸川橋駅周辺や筑波大学附属視覚特別支援学校周辺の安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化
- ② 安全に通行できるよう、バリアフリーに配慮した坂道での対策
- ③ 歩行者のための散策経路のバリアフリー化
- ④ 高齢者・障害者が特に多く利用する地域での心のバリアフリー
- ⑤ 自転車利用のルールの徹底など心のバリアフリー



移動等円滑化に向けた配慮事項

各施設のバリアフリー整備にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、関連するガイドラインや条例等に留意した整備を推進します。

公共交通の移動等円滑化

- ・転落防止のため、ホームドアや可動式ホーム柵、又は内方線付点状ブロックを設置する。
- ・エレベーターや多機能トイレでは、障害者等が優先的に利用できるように配慮する(案内の表示など)。
- ・バス停への正着やニーリング(車両を傾けて段差を緩和する)を徹底する。等



ホームドア

内方線付点状ブロック

道路の移動等円滑化

- ・歩車道境界ブロックは、視覚障害者が認識でき、車いす使用者が円滑に通行できるものにする。
- ・歩道の安全性を高めるため、自転車走行空間整備を推進する。
- ・路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。等



バリアフリー化された歩道

急な坂道への手すりの設置

信号機等の移動等円滑化

- ・生活関連経路上の交差点には、バリアフリー化された信号機(音響式や経過時間表示式)を設置する。
- ・主要な交差点や複雑なかたちの交差点において、エスコートゾーンの設置を検討する。
- ・自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進する。等



経過時間表示式信号機

エスコートゾーン

建築物の移動等円滑化

- ・道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消とともに、歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
- ・病院など順番待ちのある施設では、呼出受信機を導入し、音声と文字情報で案内するなど、聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法に配慮する。
- ・コミュニケーション支援ボードや筆談用具を設け、設置を示す案内を表示する。等



コミュニケーション支援ボード

筆談用具

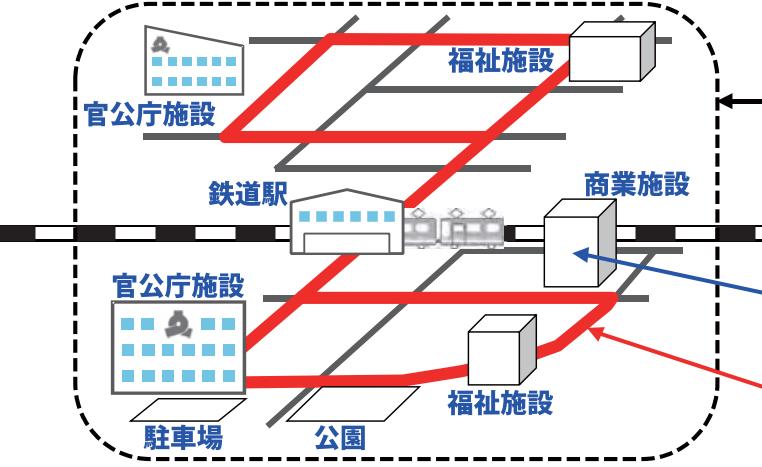
都市公園の移動等円滑化

- ・主要な園路は平坦で固くしまっていて滑りにくい路面とする。
- ・庭園など文化的景観を有する公園では、可能な範囲で園路等のバリアフリー化に努める。整備が難しい場合には案内などによる情報提供を充実する。等



文化的景観を有する小石川後楽園

バリアフリー基本構想制度のイメージ



重点整備地区

バリアフリー法に基づくバリアフリー基本構想に定める地区。施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区を、バリアフリー化のために事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として区市町村が定めるもの。

生活関連施設

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の施設。

生活関連経路

生活関連施設相互間の経路。

バリアフリー化を推進
経路、車両等の
生活関連施設、
車両等の
バリアフリー化を
推進

生活関連施設の考え方

生活関連施設は、「高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」とバリアフリー法で定義されています。

本区の特徴として、病院や大学等の施設が多数立地するとともに、地域活動センターや高齢者施設、図書館等の施設が全域に配置されています。

種別	抽出する施設
鉄道駅	全ての鉄道駅
公共(窓口)施設	区役所・地域活動センター・郵便局(ゆうゆう窓口のある大店舗)
集会施設	区民センター・交流館 等
福祉施設	高齢者・障害者・子育て支援施設・社会福祉協議会 等
保健施設・病院	保健サービスセンター・総合病院(病床数100床以上)
文化・教養・教育施設	大学(ホール等を有するもの)・特別支援学校・生涯学習施設・図書館・ミュージアム(概ね500m ² 以上)・スポーツ施設 等
大規模店舗	店舗面積が1,000m ² 以上の大規模小売店舗
宿泊施設	客室数50以上のホテル又は旅館
都市公園等	1ha以上の公園・運動場 等
その他	協議会や区民意見を踏まえて抽出

生活関連経路の考え方

生活関連経路は、「生活関連施設間の経路」とバリアフリー法で定義されています。

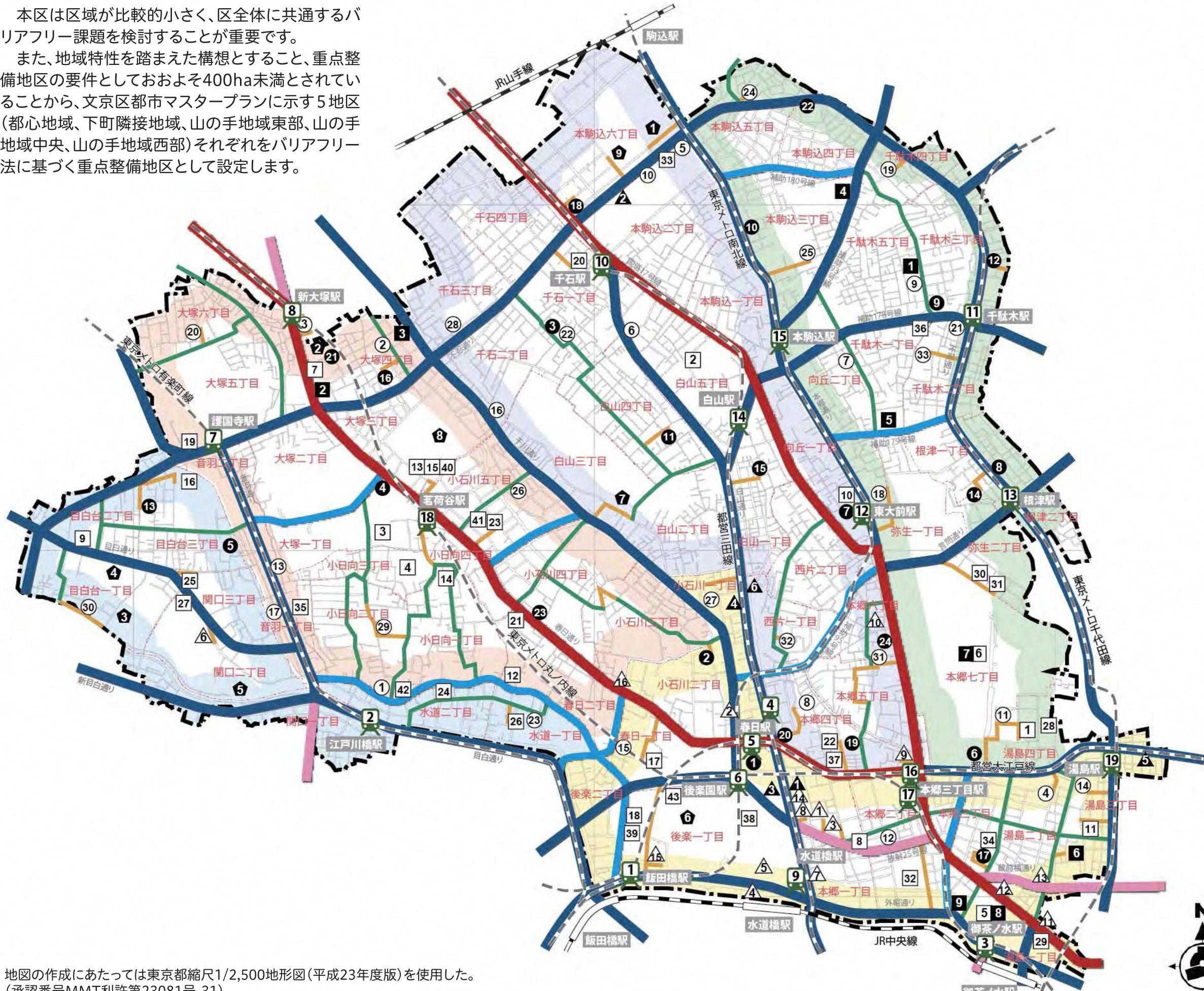
区の生活関連施設の配置状況を俯瞰すると、主要な幹線道路沿道には鉄道駅や公共施設、病院、大学、商業施設等の施設等が立地しており、生活関連施設間の経路として重要な歩行者ネットワークとなっています。また、幹線道路に囲まれた街区では、福祉施設や地域活動センター等の施設が主要な生活道路沿道やその近傍に立地しています。

種別	対象路線	考え方	事業推進の考え方	「移動等円滑化に関する事項」に配慮し整備推進
1次経路	国道・都道・主要幹線道路(区道)・生活幹線道路(区道)	歩行者ネットワークの根幹となる経路	移動等円滑化基準に留意し整備推進	
2次経路	生活関連施設に関わる主要生活道路(区道)	1次経路から派生するネットワークとなる経路	安全で快適な道路環境の整備推進	
3次経路	生活関連施設までの区道(都市マスタープランに位置づけのない道路)	1次、2次経路から生活関連施設までの経路	安全で快適な道路環境の形成と案内の充実等	

文京区バリアフリー基本構想の重点整備地区図

本区は区域が比較的小さく、区全体に共通するバリアフリー課題を検討することが重要です。

また、地域特性を踏まえた構想とすること、重点整備地区の要件としておおよそ400ha未満とされることから、文京区都市マスター・プランに示す5地域(都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部)それぞれをバリアフリー法に基づく重点整備地区として設定します。



<凡 例>

都市マスタープラン地域区分

- 都心地域
 - 下町隣接地域
 - 山の手地域東部
 - 山の手地域中央
 - 山の手地域西部

生活関連施設

- ① 公共施設(窓口)・集会施設**
 - ① 福祉施設**
 - 1 保健施設・病院**
 - 1 文化・教養・教育施設**
 - ▲ 商業施設**
 - △ 宿泊施設**
 - ◆ 公園・運動場**
 - 鉄道駅**

生活関連経路

- | | | |
|----------|---|------------|
| 1次
経路 |   | 国道
都道 |
| |  | 主要幹線道路(区道) |
| |  | 生活幹線道路(区道) |
| 2次
経路 |  | 主要生活道路(区道) |
| 3次
経路 |  | その他の道路(区道) |

鐵道



地図の作成にあたっては東京都縮尺1/2,500地形図(平成23年度版)を使用し
(承認番号MMT利許第23081号-31)